

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		心身障害者福祉手当の受給資格の認定
根拠条例・規則等名		さいたま市中心身障害者福祉手当支給条例
条 項		第3条
所 管 部 課		福祉局 障害福祉部 障害福祉課 (電話：048-829-1308)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p><b>【受給資格】</b></p> <p>手当を受給できる者は、市内に住所を有し、心身障害者になった年齢が65歳未満であり、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号。以下「法」という。)第17条第2号並びに第26条の2第1号及び第2号に規定する施設に入所していない心身障害者で、法第17条の規定に基づく障害児福祉手当、法第26条の2の規定に基づく特別障害者手当及び国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条の規定に基づく福祉手当(以下「特別障害者手当等」という。)を受給していないものとする。</p> <p>ただし、特別障害者手当等を受給している者で、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定に基づき身体障害者手帳の交付を受けている者で身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める1級又は2級に該当するもので、市の療育手帳制度に基づく療育手帳の交付を受けている者のうち、同制度に定める④又はAの療育手帳を重複して交付されているものは、この限りでない。</p>
	設定等年月日	平成19年4月1日設定 平成28年4月1日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	10日 (閉庁日除く)
	設定等年月日	平成19年4月1日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		